

福島県教育委員会平成30年5月定例会会議抄録

1 開 催 日 時	平成 30 年 5 月 18 日（金）午後 1 時 30 分から
2 開 催 場 所	教育委員室（県庁西庁舎 9 階）
3 出 席 者	鈴木淳一教育長、1 番 高橋金一委員（議案第 6 号及び議案第 7 号の質疑応答まで出席）、 2 番 浅川なおみ委員、3 番 蜂須賀禮子委員、4 番 正木好男委員、5 番 岩本光正委員
4 議 事 内 容 及 び 経 過	
(1) 開 会	午後 1 時 30 分、教育長から 5 月定例会の開会が告げられた。
(2) 会 議 書 署 名 委 員 の 指 名	教育長から、正木委員と岩本委員が会議書署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	教育長から、会期は本日 1 日としたい旨の発言があり、これについて諮詢したところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記 録 係 の 指 名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5) 政 策 監 提 出 理 由 説 明	教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 (説明概要) 議案第 1 号については、福島県いじめ問題対策委員会委員を委嘱するもの。 議案第 2 号については、県立高等学校改革基本計画を策定するもの。 議案第 3 号から議案第 8 号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。 報告第 1 号については、平成 31 年度使用教科用図書の採択等に関する答申について報告するもの。

	<p>報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第3号から議案第8号及び報告第2号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
(7) 議案審議 議案第1号	<p>福島県いじめ問題対策委員会委員の委嘱について（議案第1号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
議案第2号	<p>県立高等学校改革基本計画（2019年度～2028年度）について（議案第2号）、県立高校改革室長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
(8) 報告事項 報告第1号	<p>平成31年度使用教科用図書の採択等に関する答申について（報告第1号）、義務教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p>
	<p>岩本委員：平成31年度使用教科用図書の採択に係る教科書の展示会について、一般の方は見ることが可能か。</p> <p>義務教育課長：教科書について、色々な方々に理解を深めていただきたため、一般の方も見ていただけるようになっている。</p>
	<p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p>
(9) 前回会議録の承認	<p>教育長が、平成30年4月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
(10) 議案審議	

議案第3号	福島県市町村公立学校事務職員の懲戒処分について（議案第3号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第4号	福島県市町村公立学校教頭の懲戒処分について（議案第4号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第5号	福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第6号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第6号）及び福島県公立学校長の懲戒処分について（議案第7号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第8号	福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第8号）、特別支援教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(11) 報告事項	
報告第2号	訓告処分等について（報告第2号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
(12) 次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から平成30年6月15日（金）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。

(13) 閉

会

午後 3 時 34 分、教育長から閉会が告げられた。